

保護及び支援を行うための指針

飯 塚 市

令和 2 年 2 月 策定
令和 5 年 3 月 改正
令和 6 年 4 月 改正

目 次

1	保護及び支援の目標	P2
2	支援方針	P2
	(1) 支援の過程 (5段階)	
	(2) 支援の視点	
	(3) 支援関係の形成	
3	在宅支援	P6
	(1) 地域社会との連携	
	(2) 子どもに対して	
	(3) 保護者に対して	
4	支援する際の留意点	P7
	(1) 子どもへの支援	
	(2) 親・家族に対する支援	
5	関係機関・関係者の役割	P10
	(1) 関係機関のネットワークによる対応と支援者の資質向上	
	(2) 関係機関の具体的な役割	
	参考資料 在宅による支援の留意点	P19

保護及び支援を行うための指針

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(抜粋)(以下「条例」という。)

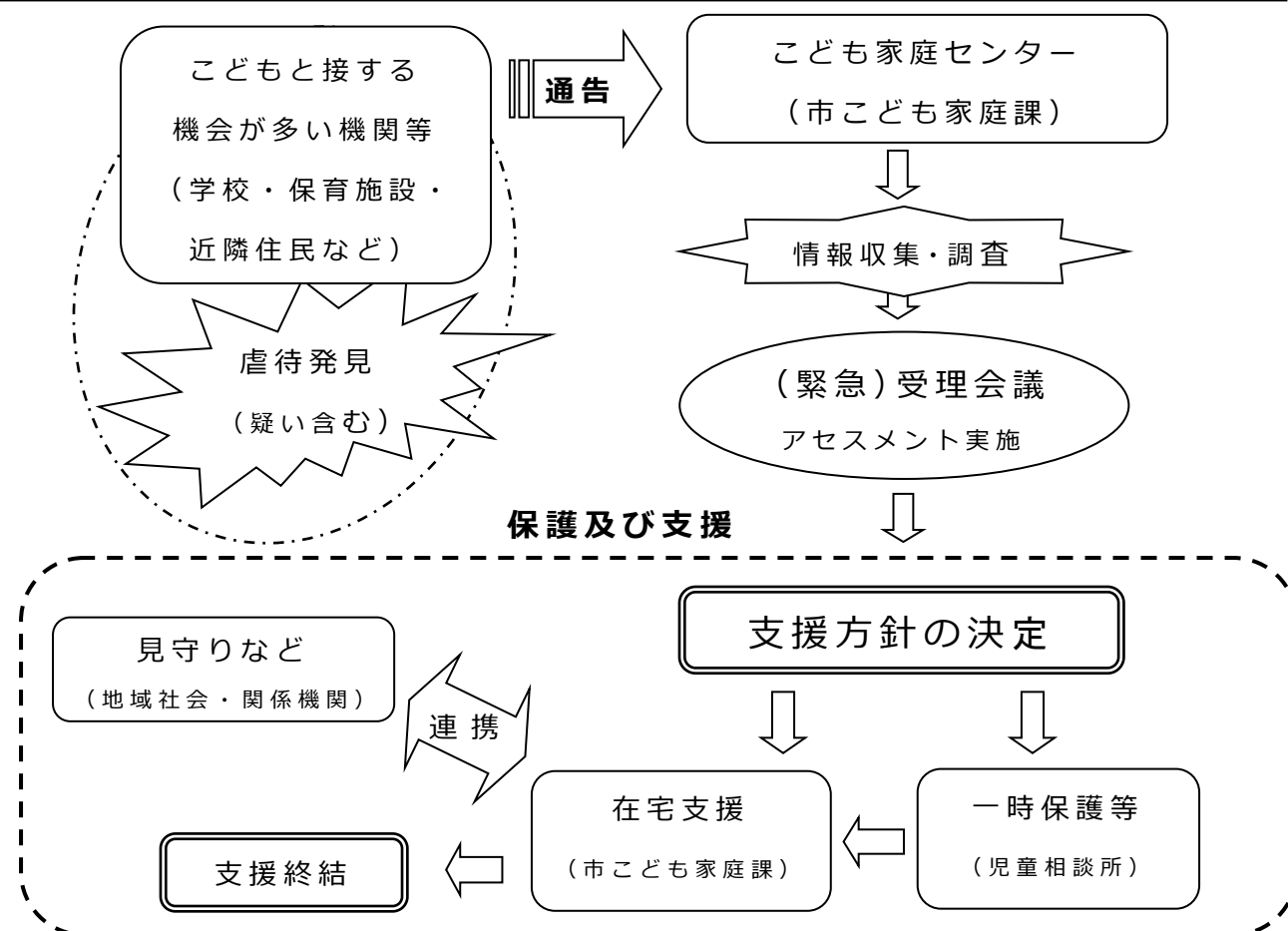
(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

虐待を受けた子どもとその保護者に対する支援は、長期にわたって継続して行う必要があるため、関係機関が役割を分担し、連携・協力して実施することが重要となる。

特に、今後は家族の養育機能の再生・強化及び家族の再統合が大きな課題となることから、従来かかわることが難しかった虐待を行った保護者への支援も重要となる。

保護及び支援を行うための指針では、虐待を受けた子どもを保護し心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援、子どもと保護者との良好な関係の再構築に向けた支援・指導の手順・方向性を示す。



1 保護及び支援の目標

児童虐待への対応においては、何よりもまず、虐待を受けた子どもに安全で安心できる生活を保障する。そのうえで、適切な支援・指導を行うことによって、子どもの心身の健全な成育と社会的自立を促すことを目指す。さらには、保護者への適切な支援・指導を通して家族の養育機能の再生・強化を行う。

2 支援方針

虐待問題を発生予防の観点で捉え、家族全体をアセスメントし、包括的な支援を行う。

支援方針を決定に際して、在宅で支援を行うには、次のような状況が整っているかの確認を行う。

- ◇虐待の危険性はそれほど高くなく、施設等での保護を要しない。
- ◇関係機関の間で、「在宅で支援していく」という共通認識がある。
- ◇家庭内にキーパーソンになる人がいるか、家庭内の情報がある程度得られる。
- ◇子どもが、学校・保育施設等の家庭外集団にも属し、毎日通っている。
- ◇保護者に、相談機関に定期的に出向くか、訪問を受け入れる姿勢がある。

(1) 支援の過程（5段階）

① インテーク（初回面接）

インテークの場面では、信頼関係づくりを重視する。この段階では、保護者との信頼関係を形成することが重要であり、保護者の訴えや状況を確認することや、支援機関や支援者の役割を説明し、双方が互いについて理解を深める作業を行う。支援を受けるにあたり、保護者にはさまざまな不安や感情の揺れがあるので、それらをしっかりと受け止めていく姿勢が必要である。

② 情報の収集整理と状況の評価（アセスメント）

危険度・緊急度および支援のための総合的な判断を行う。アセ

メントは適切な支援を行っていくために大変重要であり、特に虐待対応においては、初期のアセスメントで危険度・緊急度の見極めを行わなければならない。(リスクアセスメント)

これに加えて、家族全体を支えていくためには、より総合的な情報の収集とその整理、分析が求められる。問題状況はどのような構造や関係から起こっているのか、そこにどのような心理的、社会的な力が働いているのかをとらえ、どのような変化があれば問題解決につながるのかを考える。問題点だけではなく、強さ(ストレングス)の評価なども重要となる。

③ 支援計画の作成 (プランニング)

支援の目標(ゴール)を設定し、具体的方法と役割分担を検討する。丁寧なアセスメントを行えば、自ずと支援の道筋も見え、それを具体的にするのがプランニングの段階となる。

目標(ゴール)はあくまで支援を終えて良い段階を想定することであり、家族の抱える全ての問題の解決であるとは一概に言えない。目標には最終目標とそれに至る過程の段階目標がある。最終目標を達成するために当面できればよいことを設定していく。

その後、目標を達成するための方法を検討する。方法は現実的、具体的であることが重要であり、保護者自身が行うこと、支援者が行うことに分け、関係者の役割分担を設定していく。

④ 支援実践と支援評価 (モニタリング)

支援の実践後、その成果を評価し、支援方法見直す。プランニングに沿って支援が進められることになるが、それがどのような成果をあげているかを時々チェックすること大切である。これが進行管理の内容の一つであり、支援の進み具合によって、別の方法が必要かどうかなどを検討していく。

⑤ 終結

支援目標の達成による終結を意識する。支援は目標の達成とともに終結する。終結の意識を持って支援を進めることで保護者の

自立意識を高めることになり、支援活動の適正化にもつながる。終結は全ての関係の打ち切りではなく、一つの区切りであり、新たな要支援状況が生まれれば、別途支援を始めることになる。

(2) 支援の視点

① 保護者を孤立させない

虐待は孤立した環境で生じやすく、また状況の悪化も招きやすくなる。社会的な接点を増やすよう働きかけるとともに、支援者も日常的な会話や声掛けを大事にする。

② 保護者を要支援者としてとらえる

保護者の責任を問いつめるような対応は、解決にはつながらない。保護者自身も心理的、社会的に様々な問題を抱えていることが多く、支援の必要な存在としてとらえる。

③ 先入観をもたず、価値観の押しつけをしない

虐待する保護者に対しては「ひどい親」「怖い人」などと先入観を持ちがちであるが、ある見方にとらわれると、保護者の言動の全てをその先入観の中でとらえがちとなる。

また「親とはこうあるべきだ」「子育てはこうあらねばならない」などの自身の価値観を基本に保護者と出会くと、異なる価値観をもつ保護者に対して批判的になり、それが対立を生む原因ともなる。まずは目の前の保護者の思いや状態を理解し、その意向を尊重することを心がける。

④ 子どもの安全に関する譲れない線は保つ

親の思いや意向を大切にすることは全てを許すということではない。特に虐待行為そのものを許容することのないよう留意が必要である。そのためには何が問題となっているかをしっかりと把握して、心情には理解を示しつつも問題となる行為については認められないという姿勢を保つことが重要である。信頼関係を保ちたいとの意図から、保護者の言い分を優先してしまうことがな

いよう注意が必要となる。虐待の悪化や再発は認められないという姿勢を維持し、緊急時には保護者の意向に関わりなく、必要な対応をとる。

⑤一人で判断せず、チームとしての対応をする

要対協において確認された役割を踏まえ、担当分野・担当業務において自身の果たすべき役割を認識して支援を行う。

例えば、福祉サービス提供に関してのニーズを把握する、提供に際して可能な範囲で情緒的なサポートを行う等の役割が与えられれば、それが関わりの内容となる。保護者との接触で新たな変化やニーズに気づいたとしても単独の判断で対応せず、また全てを一人で解決しようとはせず、要対協において役割を確認することが必要である。

⑥冷静な距離を保つ

保護者の幸福を願い、最善を尽くそうとする熱意や姿勢は大事であるが、そのあまり保護者に過度に思い入れをしていないか、必要以上の関わりをしようとしていないかなどを時々振り返ることが必要となる。

特に自身の抱える問題との重なりなどがある場合は冷静な距離を保てなくなることがある。自分が何とかしてあげようと役割や職責を超えた関わりをする例も見られるが、結果として感情的な関与が多くなり、良い結果につながるとは限らない。特に、調整機関は、支援全体を冷静に確認していくことも重要な役割であり、状況の認識を保護者の視点のみからとらえたり、保護者の代弁をしすぎることは支援を混乱させてしまうことになる。

⑦安易な見通し、約束はしない

たとえ激励の意味のつもりでも、実現性がないことに対して「大丈夫です」「すぐになんとかかります」「いつでも駆けつけます」などの見通しや約束をするべきではない。わからないことは誠実にそれを伝え、実現するために何が必要かを考える方が建設

的な関係が形成される。

(3) 支援関係の形成

①信頼関係

支援を進めるためには、支援者と保護者の間で信頼関係の形成が必要となる。信頼関係ができないと、支援は深まっていけない。丁寧な傾聴や感情、意向など保護者の立場に立とうとする姿勢、またこちらに誤りがあれば率直に謝罪するといった態度は保護者との信頼関係を形成するために有効となる。

しかし信頼関係は単に親しくなることではなく、保護者に迎合することをつくられるものでもない。あくまで問題解決を目指すために結ばれる社会的な関係であることを忘れず、支援者の責務や関われる範囲を設定しておくことが重要であり、できないこと、認められないことは明確にしなければならない。すべてを許すことで作られた関係は、維持するのに疲れ、また保護者の依存を深めることにもつながりかねない。

②パートナーシップ（協働関係）の形成

パートナーシップとは、支援者による一方的な支援ではなく、問題解決というゴールを目指して支援者と保護者がともに役割を担いあっていく関係である。そのためには情報の共有、認識の理解、目標とそのための方法についての合意などが必要となるが、支援のすべてを支援者が行うのではなく、保護者ができること、取り組むことを確認しておく。これにより保護者も自身の問題に取り組む主体性が意識され、成功体験となれば自信を深めていくことにもなる。

3 在宅支援

在宅で支援を行う状況が整っていることが確認できれば、地域社会と連携して、子ども及び保護者に対して、継続的で一貫した支援・指導を行う。

(1) 地域社会との連携

虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、家庭訪問等を通じて継続的な支援ができるよう体制の整備に努める。

(2)子どもに対して

在宅において関係機関等が支援を行う場合に大切なことは、虐待の再発を防止することである。学校・保育施設等では、子どもの心身の状況を観察し、小さなサインを見逃さないように努める。

(3)保護者に対して

保護者への支援には、保護者との信頼関係を築く必要がある。関係機関等が支援を行う際には、保護者を責めるのではなく保護者の言い分にも耳を傾け、保護者の立場に理解と共感を示すとともに、子どもを適切に育てるための方法を一緒に考える。また、地域における声かけ等によって孤立感の解消を図るとともに、生活支援、就労支援等もあわせて行う。

4 支援する際の留意点

(1)子どもへの支援

虐待を受けた子どもは、周囲の人に対して不信感や警戒心を持ち、心を開かなかつたり、あるいは逆に、誰彼かまわず人懐っこい態度をとったりするなど、強い心の絆を感じられず信頼関係が成立しにくいことが多い。また、自信が無く人前で緊張が強まり思うようには行動できないなど、対人関係が円滑に進まないこともある。時にはちょっとしたことで傷つき、パニックになるなど、情緒面での問題を抱えていることもある。その他、学業の遅れや健康上の問題を抱えているケースもある。このような子どもに対しては、以下のような支援が必要となる。

①安全を確保すること

安心して生活を送ることができることは、子どもの人権という観点からも最も大切なことである。また、子どもの心理的な歪みを増幅させないためにも大切なことである。

② 個別的な信頼関係を築くこと

子どもは、自分に常に興味を持ってくれて、将来の夢や目標に向かって導いてくれる人を必要としている。見捨てられないこと、否定されないことを信じられる個別の関係を通じて、人間関係の持ち方が修正され、自尊心が回復する。心を開いて悩み事を話せる個別的な関係は、その時の心の安定に必要なだけでなく、それ以降の人生においても大きな心の支えとなる。

③ 所属感を持てる集団を確保すること

安心して身を置くことのできる居場所は、心の安定に欠かせない。保育所や学校などに安定して通えるよう援助することが必要である。一時的に示す不安定な行動から集団内で不適応に陥らないよう、具体的な援助の方法を話し合うことが必要である。

④ 不足した体験を補うこと

体験の不足や、偏った価値観を押し付けられたことから、考え方や課題への対処方法が歪んでいることがある。集団内で適切な行動が取れるよう不足していた体験を補うことも不可欠である。

⑤ 確かな情報と知識を持つこと

子ども自身が、自分の置かれた状況が、いかに安心安全な状況ではないかを伝える。客観的に自分の状況を知った上で、学ぶことは自信につながる。また選択肢も増える。生きる力を身につけるためにも、単に庇護されるだけでなく、立ち向かうための知識も必要となる。

(2) 親・家族に対する支援

保護者は様々な事情を抱えており、虐待にいたる理由がある。保護者の悩みについては、受容的・共感的に理解するように心がけ、一緒に問題解決の方法を考え提案し、虐待行為を止められるように援助することが必要である。

また、支援を行うためには、子どもを虐待した保護者に対しては、

「保護者が子どもに対して行っている行為は虐待である」ということを告知する。

保護者に虐待をしているということを告知して、その保護者が「支援を受けて立ち直っていきたい」と思えるようにする。

具体的には、以下のような虐待の原因とその対応例が想定される。

- ①生活に余裕がなかったり、子育ての経験が乏しかったりすることから、子どもへの関わりに負担を感じている場合

子ども本来の姿や子育ての基本的なことについて具体的知識を伝えていく。また、保育所、児童クラブの利用などにより負担の軽減を図ることや、経済的な問題を抱えているときは生活保護や各種手当の適用の検討が必要な場合もある。

- ②問題解決能力が乏しく、小さな問題で負担を感じたり混乱したりする場合

家庭訪問なども適宜行い、身近なところで具体的な助言をして支援する。一緒に考えながら解決する力を向上させていく関わりが必要である。

- ③親自身が子どもの頃に虐待を受けた体験を持ち、心のケアを受けないままになっている場合

親自身が心のケアを必要としており、医療機関、児童相談所、保健センターなどの専門機関と連携しながらのケアを考える。

- ④子どもは厳しく関われば育つという偏った価値観を持っている場合

不適切な関わりであることに気付かせる関わりが必要となる。責めたり、親の価値観を一方向的に否定するのではなく、子どもにとって何が大切かを伝えていく。

- ⑤精神疾患などにより育児が困難な状態にある場合

医療的なケアにつなげることが不可欠であり、児童相談所や保健センターなどの専門機関と連携しながらの対応が必要である。

5 関係機関・関係者の役割

(1) 関係機関のネットワークによる対応と支援者の資質向上

① 地域における関係機関のネットワーク

虐待は、いくつもの問題を抱えた家族の中で発生することが多いことから、一つの機関での対応は困難であり、その家族の抱える問題に関係するすべての機関が連携し、ネットワークを組んで対応する。

とりわけ、飯塚市要保護児童対策地域協議会は、関係機関がネットワークを構成する上で、重要な役割を担う。

また、よりきめ細かい個別的な養育環境が必要な子どもや、施設における集団養護になじみにくい子どもが増えている中で、子どもを家庭において養育する里親制度を促進し、里親との連携を図る。

② 支援者の資質向上

条例第 10 条により、市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修、人材の確保等必要な措置を講ずる。

③ 情報の共有化

条例第 12 条により、市は、子どもを虐待から守るため、関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有するとともに、綿密な連携・協力を図るための体制整備に努める。

(2) 関係機関の具体的な役割

① 福祉事務所（市こども家庭課 こども家庭センター〔児童福祉〕）

家庭や子どもの関係では、家庭内の問題や、子どもの生活習慣、知能や言語の発達、学校生活の問題など、生活全般の相談に幅広く応じる。

相談対応に当たっては、保護者などの意向を把握し丁寧に対応するとともに、保護者や子ども、家庭の状況を把握し、問題点の明確化を図るほか、必要に応じ関係部署や児童相談所などの関係機関との調整を行う。

在宅での支援においては、虐待が再発しないように関係機関と連

携・協力して見守り・支援を行う。関係機関と定期的な検討会議をもち、子どもや保護者の状況の把握と各関係機関の役割の確認を行う。

また、保育所への入所、母子生活支援施設への入所等必要な福祉サービスを提供することにより、虐待が生じた要因の軽減・解消に努める。

※詳細については、「子ども虐待対応の手引き（厚生労働省作成）」
「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）（厚生労働省作成）」
を参照

②福祉事務所（市こども家庭課　こども家庭センター〔母子保健〕）

子育て世代包括支援センターは、母子保健事業を通して子育ての相談・支援を行い虐待が再発しないよう努める。また、家庭児童相談員等と連携して家庭を訪問し、子ども・保護者・家庭内の状況、養育の状況等を把握し報告する。

③保健福祉環境事務所（健康増進課）

家庭訪問や電話相談等をとおして、母子分離が必要と考えられるケースを把握した場合は、市もしくは児童相談所に連絡し、保健所の意見を伝える。

市への技術的支援として、市職員への助言や必要に応じて同伴訪問を行うなど、保護者の育児支援を行うことにより、虐待の予防、再発防止に努める。

④福祉事務所（市生活支援課）

生活保護世帯への定期訪問等における対象世帯との接触の機会に、子どもと保護者の状況や養育環境に注意を払い、虐待の兆候を確認した際は、速やかに市こども家庭課と情報を共有したうえで関係機関と連携し子どもの安全確保に努める。

生活保護世帯の生活の維持を経済的に支え、養育環境に問題を抱えている場合はその改善に向けた助言指導を行うとともに、事後の訪問活動においても保護者と子どもの関係性や世帯の状況の変化に注意を払い、必要に応じて関係機関との情報共有や連携をとりな

がら虐待の再発を予防するとともに、対象世帯の養育環境及び生活の安定に向けた働きかけを推進していく。

⑤福祉事務所（市保育課）、保育施設、幼稚園

日頃から、保護者と自然なコミュニケーションを図り、助言等が受け入れられやすい関係づくりに努め、保護者から育児に関する悩みの相談があった際には丁寧に対応するとともに、育児の大変さに理解を示すような声かけを行う。また、子どもの側に育てにくさがある場合などには、必要に応じ、市や児童相談所などへの相談を勧める。

子どもが安心感を持って何でも打ち明けやすい関係づくりに努めるとともに、子どもの話に丁寧に耳を傾ける。

子どもが無断で欠席することがないように、常に家庭との連絡を欠かさないようにする。

不自然な外傷や、理由不明・連絡のない欠席が続く、対象となる子どもから虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境が変化するなど、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに市や児童相談所に情報提供や通告をする。

※詳細については、「保育施設における虐待対応ガイドライン（飯塚市こども未来部こども家庭課作成）」を参照

⑥子育て支援センター

妊娠期から利用でき、子どもとともに過ごす場所であることを常に意識して、利用しやすく安全な環境を整える。各種広報を行い、講座やイベントを来所のきっかけとして、利用者へ情報や体験を提供する。また、利用者同士がつながる機会を作る。スタッフの接遇スキル向上に努め、安心して悩みや困りごとを話せる関係を築いていく。保護者に悩みや不安があれば傾聴し寄り添い、必要な制度やサービス等の情報提供を行う。配慮が必要な利用者の情報を関係機関と共有し、専門職や関係機関につなげる。

⑦学校、児童クラブ、教育委員会（学校教育課）、県教育事務所

学校等に子どもが通うことが子育ての負担感、ストレスの軽減につながり、虐待の再発防止に役立つ。保護者の身近な相談相手になるとともに、保護者と問題解決に向けて一緒に考えていく。

小・中学校教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等は、連携・協力して積極的に子どもに対して支援又は治療を行い、子どもの自尊感情を高めるよう努める。

また、定期的な身体測定等を通じて、子どもの発達状態の確認を行うとともに、日常的な衣服の汚れ等から虐待が再発していなかどうか見守る。

学校行事や家庭訪問などの機会を通じて、保護者と自然なコミュニケーションを図り、助言等が受け入れられやすい関係づくりに努め、保護者から子育てや教育に関する悩みの相談があった際には丁寧に対応するとともに、子育てや教育の大変さに理解を示すような声かけを行う。また、子どもの側に育てにくさがある場合などには、必要に応じ、市や児童相談所などへの相談を勧める。

子どもが安心感を持って何でも打ち明けやすい関係づくりに努めるとともに、子どもから相談があった際には丁寧に対応する。

不自然な外傷や、理由不明・連絡のない欠席が続く、対象となる子どもから虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境が変化するなど、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに市や児童相談所に情報提供や通告をする。

※詳細については、「教職員のための虐待対応ガイドライン（飯塚市教育委員会作成）」を参照

⑧福祉事務所（市社会・障がい者福祉課）、障がい者基幹相談支援センター、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

障がい児やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供、障がい福祉サービスの提供などを行うことにより、地域における障がい児の生活を支援する。

在宅支援において、障がい福祉サービスが必要なケースについて

は、指定特定相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅介護支援事業所等の導入により、養護者、子どもの負担軽減に務める。

医療的ケアが不可欠なケースや強度行動障がいと判断されるケース、重度訪問介護を導入しているケースなど、養護者に過重な負担を強いられるケースを把握することで、関係支援機関と共に災害・虐待などの緊急時に備える。

障がい児と養護者の状況を把握して虐待が再発していないかどうか確認する。

虐待を行った、または恐れがある養護者への定期的な面談・訪問等を関係支援機関と役割分担することにより、心理的・身体的な負担軽減を支援する。

障がい児（者）へ障がい福祉サービスを導入することで心理的・身体的な負担軽減を目指す共に、療育の支援を受けることによる障がい特性の把握により養護者、子どもの負担軽減も支援する。

※詳細については、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省作成）」を参照

⑨ 民生委員児童委員、主任児童委員

定期的に虐待が行われた家庭を訪問し、話し相手になったり、良き相談相手になることにより、孤立感を解消し、虐待が再び生じないようにする。子どもと保護者の状況を把握して虐待が再発していないかどうか見守る。

また、個別ケース検討会議等で得た情報をもとに、主任児童委員と地区担当児童委員と連絡を取り見守り支援を行う。

[保護者の相談対応]

家庭訪問などの実施時は、子育て中の保護者の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する悩みなどの相談に丁寧に対応するとともに、子育ての大変さに理解を示すような声かけを行う。

また、相談に応じる中で、保護者や子どもが抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言したり、市や児童相談所をはじめ、適切な機関の支援が受けられるよう速やかに連

絡・調整し、問題の解決に努める。

[妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言]

妊産婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用を適切に行うよう助言するとともに、妊婦健康診査や、市こども家庭課母子保健係などによる妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。また、乳幼児の保護者に対し、乳幼児健康診査や赤ちゃんすくすく元気訪問事業などの訪問指導の活用を適切に行うよう助言する。

[子どもの相談対応]

地域活動などの実施時は、積極的に子どもに声をかけるなどして、地域の子どもの関係づくりに努めるとともに、子どもから相談があった際には丁寧に対応する。

※詳細については、「児童委員の活動要領（厚生労働省作成）」を参照

⑩市まちづくり推進課、自治会連合会

各区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、虐待再発防止に努める。

⑪市男女共同参画推進課

配偶者等からの暴力（DV）、離婚、生活困窮など、女性に関する様々な相談に応じる。また 18 歳以下の子どもがいる世帯から DV の相談があった場合は、市こども家庭課と連携して支援を行う。

⑫児童相談所

保護者との分離が必要と判断された場合、児童相談所での一時保護もしくは児童養護施設等での一時保護委託を実施する。一時保護後、保護者と児童の関係調整が困難な場合等、児童の特性に応じた施設への措置入所を実施する。

子どもの安全を一時保護等により確保した後、在宅での支援を行うか施設等の活用を行うかを決定する。支援にあたって、児童相談所は各関係機関の間のコーディネートを行う。

施設等を活用した場合は、施設等と連携を図り、子どもの状況を把握して必要な支援・指導を行うとともに、地域で生活する保護者に対して児童福祉司等による支援・指導を行う。

保護者と児童との関係調整し、一時保護中等の児童に係る行動観察や心理判定を行う。

子どもと保護者の状況により、施設での面会・施設からの外出・家庭での外泊等を実施し、保護者と施設入所児童との親子再統合に向けた環境調整支援を行う。

※詳細については、「児童相談所運営指針（厚生労働省作成）を参照

⑬ 警察

保護者に引き渡すことが不適切であるとか、子どもの安全が確保できないなどにより、一時保護を要すると思料する子どもを発見した場合、児童相談所に通告し、その子どもの身柄の引き継ぎを行う。なお、一時保護を要しない子どもについては、警察において、適切な保護者に引き渡しを行う。

児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときには、警察に一時保護委託を行うことがあるため、子どもの状況に照らし適切に一時保護を行う。

⑭ 医療機関

医療機関で発見されるケースは、医療ケアの継続が必要な場合が少なくないことを念頭に、関係機関と連携し、組織的に児童虐待に対応できる体制を整備・充実する。

子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行なわれるよう体制整備に努める。

保護及び支援が適切かつ円滑に行われるためには、地域の医師会や拠点病院、他医療機関との連携は必要不可欠である。

虐待を受けた子どもに対して医学的治療を行うことにより、子ど

ものの回復を支え、健全な心身の発達を促進する。

子育て家庭と接点を持つことができる専門機関として、リスク要因を把握し、早期に適切な支援につなげる。

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目指し、自治体などと協力し、児童虐待の教育研修を企画し、地域全体の虐待防止対応能力向上を図る。

※詳細については、「すべての医療従事者のための子ども虐待対応ハンドブック（公益社団法人 福岡県医師会作成）」を参照

⑮ 歯科医師会

診療室や健診の場で、ネグレクトの発見に留意する。口腔内崩壊の場合は、診療により咬合機能や咀嚼機能の回復に努める。

⑯ 法務局

法務局は、関係者からの申し出や関係機関からの通報などに基づき、関係者の協力のもと、人権が侵害されているかどうかの調査を行う。調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合、人権を侵犯した保護者に対して、文書や口頭で反省を促し、人権侵犯の状態を排除し子どもの救済を図ったり、「子どもの人権 110 番」などの啓発を行い将来の再発を防止したりするなどの対応を行う。

⑰ 弁護士会

虐待に関する法的問題については、弁護士が関与することにより現行法を最大限有効に活用することが可能になる。とりわけ、親権の濫用から子どもを守るために、弁護士の支援が必要とされる場面が多くなってくる。

⑱ 大学

地域問題に密着した福岡県ならびに筑豊地域の課題に焦点をあてた児童虐待を含む社会福祉分野における学術研究調査を行い、市や関係機関への助言や支援が必要な家庭への支援を行う。

また、福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンターにおい

て、不登校やひきこもりに悩む子どもに対して、将来の社会的自立を目標にした専門的な支援を行う。

⑱ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された民間福祉団体で、社会福祉に関する事業を企画・実施するとともに、相談事業や生活福祉資金貸付などを行う。低所得者、障がい者及び高齢者世帯を対象に、資金の貸付と合わせて、必要な相談支援を行うことにより、虐待の早期発見、経済的自立及び生活意欲の助長促進、また、在宅福祉及び社会参加の促進を図る。

⑳ 民間団体等

行政と NPO その他民間団体は、相互の利点を生かし、役割を補完しながら協働して虐待があった子どもの支援に努める。

在宅による支援の留意点

- 子どもの安全確保、家庭状況の変化の把握、子どもの精神的健康の保持等のために、市が子どもの通う幼稚園や学校、保育所等との連絡を保つことは欠かせない。ただし、これらの機関と保護者との信頼関係を損なうことのないよう配慮が必要である。
- 要保護児童対策地域協議会を活用することにより、様々な機関が関わることが可能となるが、協議会が有効に機能するためには相互の役割と連絡体制等に関する綿密な確認が必要となる。
- 子どもの虐待の再発、拡大を防ぐための家庭援助にあたっては、家庭の状態やニーズに応じて、子育て支援メニュー（育児相談、ファミリーサポート、レスパイト・サービスなど）、生活支援メニュー（生活保護、ヘルパー派遣など）や必要に応じ精神科クリニック、民間心理相談室等の社会資源など重層的な支援メニューを提供することが望ましい。
- 子どもの安全確保について保護者がいくつかの方策を提示し、在宅支援を決定した場合でも、その約束が履行できなかったときの市・児童相談所の対応をあらかじめ協議しておくこと、その後の対応が後手に回ることを防ぐことができる。保護者とも共有できることが望ましいのは言うまでもない。
- 在宅による支援と判断した場合でも、子どもや家庭の状況は日々刻々変化するものである。保護者があれこれと理由をつけて子どもと会わせないなどして、関係する機関が子どもの状況を直接把握できない場合は続く場合は、悪い兆候として捉え、強制的な介入を検討しなければならないという視点が必要である。
- 在宅支援中に子どもに新たな傷（特に、首から上の傷は小さいものでも要注意）を発見したときは、緊急会議を開催し、今後の対応を協議することが必要である。
- 顔や頭に傷がある場合は、全身を観察し、その他の部位の傷の有無を確認することが必要である。